

サンフランシスコ郡(市)の社会福祉事業

小 林 迪 夫

は じ め に

米国の社会福祉事業は年金および補足所得給付(Supplementary Security Income=SSI と一般に言われる、老人・盲人および障害者を対象とする公的扶助で、1974年7月以降州から連邦に移管された)などを除くと、州および郡(county)などの責任において実施される。なお、近年はそれらの事業に対して、連邦政府が、社会保障法などの規定に従って、補助金を支出する場合が多くなっている。

以下は、1978年11月に、カリフォルニア州の社会福祉関係者20数名が、アジアの社会福祉事情視察のため来日した時に団員が持参した資料に基づき、米国社会福祉事業の1例として、その時点におけるサンフランシスコ郡——市でもある——の社会事業部の所管する事業の内容を紹介するものである。

I 社会福祉事業運営の概要

米国の公的社会福祉事業の基本は、コミュニティの福祉(well-being)は、そのすべての構成員の福祉に依存するという認識の上に成立し、連邦・州および郡の法令は暗黙のうちにこれを認識している。それらの法令は、個人および民間のサービスのみでは、身体的・社会的・経済的問題の解決をすることはできないとの認識に基づいて制定されている。社会福祉事業は次のような信念に基づいて実施される。

- ① すべての個人は、個人的尊厳を達成し、維持し、法律および慣習の枠内で完全な自己決定を行なう権利を有する。
- ② すべての者が公正平等の処遇を受ける権利を有する。

③ すべての者は全能力を傾けて自分自身および家族の生活を支える責任がある。

④ 社会およびその代理者(agent)としての社会事業部は、経済的・個人的貧困および依存的状态に導くような条件の防止と根絶のために活動する責任がある。

社会事業部は、地域の他の社会的資源の助力をえて各種のサービスを提供し、次の目標を達することをめざしている。

① 各人が社会事業部の提供する各種サービスの受給権者であるかどうかを決定するための援助をすること。

② 個々の対象者が最大限の独立を達成し、自尊心を維持するために必要な各種サービスを提供するとともにコミュニティの参加を助長すること。サービスには、㊦経済的援助と就労準備、㊧身体的・社会的・情緒的リハビリテーション、㊨指導と相談、㊩自立できない児童と成人の保護、㊪個人としての価値と品位の破壊をもたらす条件の拡大を防ぐためのサービス、が含まれる。

③ 地域の必要な資源の利用と開発。

④ 均衡を保ち、有効能率的に機能すること。

⑤ 有資格者の募集・開発再訓練を行なって事業内容を強化すること。

⑥ 法令の主旨を生かすとともに必要な改革を支持すること。

事業の実施は次の原則により行なう。

① 全事業は、家族生活の維持に留意するとともに、迅速かつ人道的に運営すること。

② 人種、宗教、政治的信条または国籍による差別なく公正に運営されること。

③ 申請者または受給者の権利および好みを尊重して、迅速、丁寧になされること。

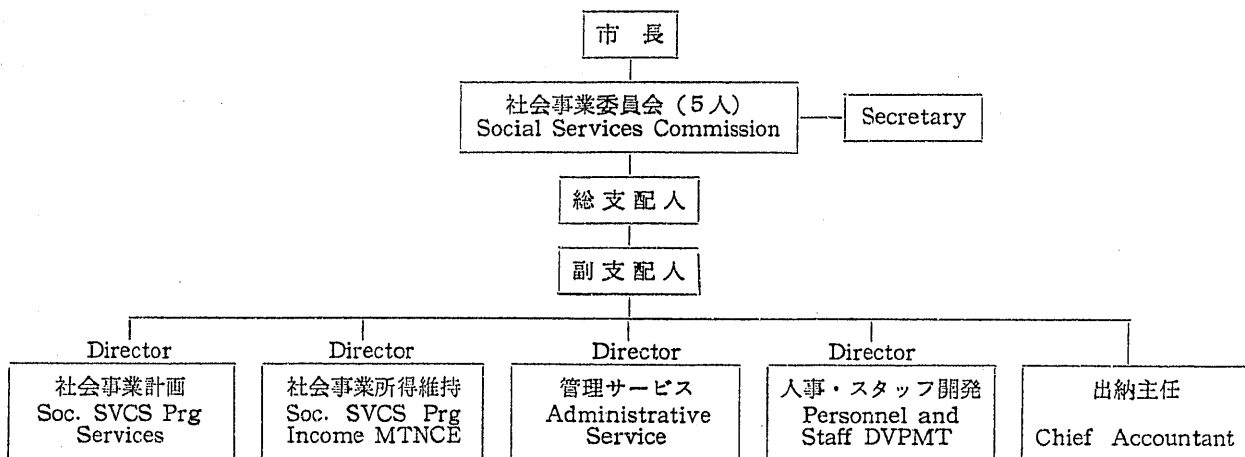


図 1

- ④ 不必要な情報をとったり記録しないこと。
 ⑤ 受給者は必要な給付の全額を受取り、規則はできるだけ有利に解釈すること。
 ⑥ すべての申請と記録は秘密が保持され、援助の実施に直接関係しない目的のための検査の対象とされないこと。
 ⑦ 申請者または受給者は、政治的または宗教的意見または所属について、いかなる質問、調査または勧告もなされてはならないこと。
 1978年6月30日現在の組織の概要は図1のとおりである。

提供されるサービス項目は次のとおりである。

(所得維持)

- 扶養児童を持つ世帯扶助 (AFDC)¹⁾
 - AFDC 児童援助
 - 寄宿ホームおよび施設入所児童扶助 (BHI)¹⁾
 - 自立可能な盲人扶助 (APSB)⁴⁾
 - カリフォルニア州医療扶助 (Medi-Cal)²⁾
 - 一般扶助 (GA)⁶⁾
 - フード・スタンプ (Food Stamps)¹⁾
 - 補足所得給付 (SSI) 受給者に対する州の補足給付 (SSP)⁵⁾
 - インドシナ難民扶助
 - キューバ難民扶助
 - 合衆国市民海外引揚者に対する一時扶助
- (社会サービス)
- 成人一般サービス¹⁾
 - 成人特殊サービス¹⁾
 - 成人保護サービス
 - 老人入所施設の認可 (RCHA)

老人の入所 (placement)

医療的ニーズ (medically needy) のサービス
 成人ホームメーカー・チャアー・サービス
 発達障害成人サービス
 ケアー施設 (18~64 歳) の認可と廃疾者の入所
 単身男子のリハビリセンター (SMRC)

家族および児童の一般サービス²⁾

家族および児童の特殊サービス²⁾

養子

里子委託および児童のスーパービジョン

児童の相談・指導・保護サービス

児童の寄宿ホームの検査と認可 (BHC)

通所 (day care) サービス

家族計画

医療的ニーズ・サービス

教育・訓練およびリハビリテーション・サービス

ボランティア・サービス³⁾

情報・照会サービス

コミュニティ・サービス¹⁾

注 事業資金の出所が、1) 連邦・州および郡、2) 連邦と州、

3) 連邦と郡、4) 州と郡、5) 州、6) 郡を示す。

なお、資金の出所からみた項目別サービスを表示すると表1のとおりである。

II 個々の事業の内容

次に主要な事業についてその内容を述べることとしたい。

1 扶養児童を持つ世帯扶助 (AFDC)

米国におけるもっとも一般的な公的扶助であり、郡の社会事業部が実施責任を有し、連邦および州の規則に基づいて実施され、費用は州および郡の

表 1

項 目	金額(1976/77) (1,000ドル)	金額(同)割合 (%)	連 邦 (%)	州 (%)	郡/市 (%)	個 人 (%)
AFDC	59,744	46.47	50.0	36.56	13.44	—
里 子	9,070	7.06	18.53	13.31	68.16	—
一般扶 助	5,152	4.01	—	—	100.0	—
ホームメーカー・成人	11,776	9.16	75.0	25.0	—	—
SSP(郡事業分)	12,252	9.53	—	—	100.0	—
リハビリ訓練・成人	671	0.52	74.86	—	18.06	7.08
運営費・公的扶助	16,222	12.62	56.42	11.06	32.52	—
運営費・その他福祉事業	10,712	8.33	22.13	60.19	17.62	0.06
フード・スタンプ	4,677	...	50.0	20.04	29.96	—
州医療扶助	4,959	...	—	100.0	—	—
計	128,556	100.0	42.51	26.92	30.53	0.04

注 主要なものの例示であり、計とは一致しない。

支出額の合計と同額を連邦が補助する。

(1) 対 象

次のいずれかの理由によって、児童——出産前から20歳まで——およびその家族が経済的援助を必要とする場合を対象とする。

- ① 児童が養子に出すため放棄されている
- ② 一方の親の死亡
- ③ 一方の親の身体的または精神的廃疾
- ④ 一方の親の失業（月間就労時間100時間未満）
- ⑤ 一方の親の不在

(2) 所 得

現金給付を受けるためには、家庭の純所得は連邦および州の定める基準に合致する必要がある。なお、1978年1月現在の世帯人員別の扶助最高額と保護最低基準 (Minimun Basic Standard of Adequate Care) は次表のとおりである。

世帯人員(人)	扶助最高月額(ドル)	保護最低基準(ドル)
1	175	177
2	287	297
3	356	361
4	423	444
5	483	513
6	543	578
7	596	636
8	649	702
9	701	769
10	754	863

注 10人を越えると1人につき7ドル増加する。

(3) 動産の保有

世帯当り1,600ドルとする。この中には、保険証書の現金引出額、車、トラック、楽器、宝石、動力付道具、就労またはリハビリテーションの設備・器具が含まれ、また、現金、貯金、株式、証券などの流動資産も含まれるが、世帯の流動資産の保有は600ドルを越えることはできない。

なお、次に該当する動産は控除される。

- ① 1,500ドル以下の車で、就労やリハビリテーションに必要と決定されたもの
- ② 品目毎に、減価償却後の価額が200ドル未満の設備・材料で、就労またはリハビリテーションに必要と決定されたもの
- ③ 減価償却後の価額が100ドル未満の宝石、楽器、動力付道具

(4) 不動産の保有

土地・家屋につき、負債を控除した評価額が最高5,000ドルまで認められる。

(5) 居住条件

長期的居住は要件とされないが、州内に居住の意図を持って現に居住していることが要求される。外国人については、外人登録証（グリーン・カード）を所持するか、または、永住権があって、国外退去命令を受けていないことを証明しなければならない。

(6) 就労・訓練の登録

次の場合を除き、全世帯員は就労または訓練のために州の雇用部 (State Employment Department)

に登録しなければならない。

- ① 16歳未満の児童
- ② 16～20歳でフルタイム在学中の児童
- ③ 65歳を越える者
- ④ 6歳未満の児童の母または世話をする者
- (7) 年齢要件

16歳または17歳の者は在学中または就労の登録を要件とされ、17～21歳の者はフルタイムで在学または訓練中であり、その課程取得後卒業し、または自立が見込めるものであること、もしくは、次の規準に合致することが必要とされる。

- ① ハーフタイム在学し、ハーフタイム就労
- ② ハーフタイム在学し、州雇用部に登録
- ③ ハーフタイム在学する障害者
- (8) 不可欠な者—Essential persons

失業中の養親、就学要件に該当しないため対象外とされた児童、世話をする親戚の就労または廃疾のために児童を世話する必要のある成人の親戚も不可欠な者 (Essential persons) として扶助の対象となるが、これらの者も州雇用部に登録するとともに、所得および資産が限度以内である必要がある。

(9) 報告義務

受給者は扶助を継続するために、毎月、住所、世帯人員、児童の通学、就労、所得、資産および支出の変更を報告する義務がある。

(10) 他の事業の利用

受給者は自動的に州医療扶助 (Medi-Cal) の対象者となり、その範囲内で医師・病院・歯科医師の料金、薬、眼鏡その他の医療サービスの支払を受けるほか、フード・スタンプの対象となり、さらに、保健事業、児童保護、家族計画、資金運用の助言などの受給資格を持つ。

2 カリフォルニア州医療扶助 (Medi-Cal)

低所得者の医療ニーズを充足するため、連邦および州の規定に基づいて郡の社会事業部が実施責任を持ち、費用は連邦、州および郡の資金でまかなわれている。

(1) 対象者

次のカテゴリーに属する者

- ① 公的扶助の現金受給者: AFDC または SSI/SSP の現金給付を受ける者は自動的に対象者となる。
- ② 他の公的援助対象者: ①以外で次に該当する者
 - ㊦ 所得の増加または労働時間の増加により、4ヵ月間、AFDC が中断されている世帯
 - ④ ホームメーカー、チャアー・サービス受給者
 - ㊧ 在学または訓練中でない児童
- ③ 医療的ニードイ (Medically Needy): 所得、資産等で日々の生活がまかなえるため、公的扶助の対象とならないが、医療費の支払能力が十分でない次の者である。なお、所得が生活費ニード手当 (maintenance need allowance) を越える場合は一部負担のあることがある。
 - ㊦ 65歳以上の者
 - ④ 医学的に決定された盲人
 - ㊧ 医学的に決定された身体的または精神的廃疾者
 - ㊨ 失業、廃疾、死亡または長期不在のため両親が児童の扶養または世話ができない世帯
 - ㊩ 社会保障給付にかかる生計費増加により SSI/SSP 受給者でなくなった者
- ④ 医療的貧困者 (Medically Indigent): 64歳以下で公的援助事業と関連のない貧困者であり、一般扶助受給者も含む。

以下の居住から所得までの要件は医療的ニードイおよび医療的貧困者に適用される。

(2) 居住要件

長期的居住は要件とされないが、州内に居住の意図を持って現に居住していることが要求される。外国人については、合法的に入国したことが要求される。

(3) 不動産の保有限度

使用中の自宅は認められるが、その他の不動産で評価額6,250ドル (市場価格25,000ドル) は所得を生むものと算定される。

(4) 動産の保有限度

1人世帯1,500ドル、夫婦世帯2,250ドル、3

人世帯 2,300 ドル、それ以上は 1 人増加するごとに 100 ドルが加算された額が保有限度とされる。ただし、次のものは算入されない。

- ① 交通ニードに対応する 1 台の車
- ② 現金価額 1,500 ドル以下の保険証書、ただし合計が 1,500 ドルを越える場合は、合わせて 1,500 ドルまでの証書のみを不算入とし、残りの分は資産に算入される。

- ③ 1 人当り 1,000 ドルの前払葬祭信託

(5) 所得

生活費として許容された額を越えるすべての純・非除外所得は、受給前に経常的な医療費のために支出し、または、一部負担の責務を負う対象となる。SSI/SSP 受給者、老人、盲人、廃疾者は特別控除を受けることができる。生計費ニードのための所得控除額は、一般的には次のとおりであるが、長期介護施設（ナースィングホーム）入所者は月額 25 ドルである。

生計費ニード控除額

人員(人)	月 額 (ドル)	人 員 (人)	月 額 (ドル)	人 員 (人)	月 額 (ドル)
1 (共同生活)	192	4	567	8	867
1	253	5	650	9	942
2	383	6	725	10	1,008
3	475	7	800		

注) 10 人以上 1 人増ごとに 7 ドル加算。

(6) 適用の適及

この事業は、有資格期間中の申請月の直前 3 ヶ月のあいだに受給した医療サービスの費用をカバーするが、資産保有額が限度の 2 倍に満たない場合には、その超過分は、その経過期間についての債務である医療費の支払にまず充てられなければならない。

(7) 医療券—Medi-Cal card の利用

医療券は、毎月、公的扶助受給者および所得が限度以内の医療的ニードおよび医療的貧困者に支給されるほか、長期介護施設入所者の一部にも支給され、次のサービスに利用できる。

- ① 非救急医師サービス 2 件(two Medi-Labels): 州の承認を受ける場合を除き、月間 2 件の次のサービス——足病治療、視力検査、カイロ

プラクティック（背柱指圧療法）、難聴治療、物理・職業・発声治療、心理学・皮膚病学・アレルギーサービス——

- ② 次のサービス 6 件 (6 proof of Eligibility Labels): その多くは事前承認が要求されている。——医師のサービス（大部分の外来は事前承認不用）、検査、X 線、放射線治療、血液透析(腎臓治療)、精神科治療、専門看護施設（ナースィングホーム）サービス、血液および血液誘導法、歯科サービス、補聴器、家庭保健機関サービス、医学的移送、義手・義足、添え木——

3 フード・スタンプ (Food Stamps)

低所得世帯に「ボーナス・クーポン」を提供して、その食糧購買力を増加させることを目的とするものであり、そのクーポンにより、指定店で食糧のほか自家消費の種や苗木も購入できるが、ペット・フード、アルコール類などは購入できない。なお、事業の費用は、連邦・州および郡の資金でまかなわれる。

(1) 対象者

保有する資産および毎月の所得に基づいて決定され、公的扶助受給者のほかに、他の低所得者も対象とされる。

(2) 所得

控除後の所得が世帯人員毎に次の限度に満たない者が対象となる。そのうち、控除後の所得が月額 20 ドル未満の場合には無料で、フード・スタンプが受けられる。

人	1	2	3	4	5	6	7	8	9
ドル	277	363	480	607	720	867	953	1,093	1,133

所得の算定に当り、次のものは控除される。

- ① 就労または職業訓練事業からの給与の 10%、ただし、1 ヶ月 1 世帯最高 30 ドルまで
- ② 税、退職給付、労働組合費などの法定の給与控除
- ③ 健康保険料を含む全医療費（月間総額 10 ドル以上のものに限る）
- ④ 学生の教育費（授業料および法定の料金の

み) および、世帯員の通学、就労または職業訓練事業に参加できるようにするための児童の世話の給付費

- ⑤ 裁判所の命令する扶養または別居手当
- ⑥ 火災、盗難、葬式等による不時の出費
- ⑦ 諸控除後所得の 30% を越える家賃または住宅費支払および公益費 (all utilities)——電話基本費を含む——

(3) 資産保有限度

公的扶助受給世帯以外の世帯は、世帯人員に関係なく、1,500 ドルまでの現金その他の資産を保有できるが、2 人以上の世帯で 60 歳以上の者のいる世帯は 3,000 ドルの資産の保有が認められる。

自宅およびその土地、自動車 1 台、生命保険および年金基金の現金引出額は資産の算入に当り控除される。

(4) 月間割当額

月間のフード・スタンプ割当額は世帯人員により次のとおりであるが、その購入のための支払額は世帯人員と所得により決定され、所得の低いほど支払額が少くなっている。

人	1	2	3	4	5	6	7	8	9
ドル	54	100	144	182	216	260	286	328	370

注) 10 人以上の場合は 1 人増すごとに 42 ドル加算。

(5) スタンプの購入

市内の 6 ヶ所の販売所で購入できるが、その販売所は非営利のコミュニティを基盤とする団体によって運営されている。

(6) 申請

フード・スタンプの受給権の申請は、福祉事務所等に直接出向いて行なうのが一般的であるが、障害のために直接申請できない者は、郵送または家庭訪問によることも可能である。

4 一般扶助 (General Assistance)

市内在宅の貧困者で、AFDC または SSI の対象とならない者に短期間の経済的・社会的サービスを提供するものであり、実施主体は郡社会事業部である。事業に必要な資金は郡のみが負担する。受給権は、人種、皮膚の色、宗教的信仰、出身国

または政治的信条によって差別されない。

(1) 扶助期間

扶助期間は限定的で——期間限定扶助 (Time Limited Assistance)——最初の扶助費の支給月から始まる特定の 12 ヶ月間における 3 ヶ月に限定される。ただし、これは更新することができる。

(2) 居住要件

市内に長期間居住することは要件とされないが、現実に市内に居住し (一時的性格でない) て家庭を営む意図を持っており、市の住民と考えられることが必要である。

非居住者と決定された者は、正当な居所と証明された場所 (verified place) までの交通費および生活費を受給することができる。

(3) 動産の保有

一般的に次のものを除くすべての資産が費消されることが要求される。

- ① 銀行勘定 (小切手・貯金) 最高 1 ドル
- ② 生命保険 (現金受取額—Cash Surrender Value) 最高 600 ドル
- ③ 自動車 (現金価値) 最高 150 ドル

ただし、医療または就労のために必要な自動車は最高 600 ドルまでとする。

(4) 不動産の保有

債務控除後の評価額 5,000 ドルまでの不動産の保有が認められる。自宅として使用されない住宅は、所得を生むものとされるかまたは売却されなければならない。

(3) 所得

純所得は郡規則により定められたニードの基準を下回ることが必要である。給付金の額は、ニード基準と純所得の差により算定されるが、18 歳未満でフルタイム就学する児童の所得および AFDC 受給者の所得は純所得に算入されない。

(6) 給付額

給付額は、個々の状況に応じて必要とされる食糧費、家賃、公益費、衣料費および個人的なその他の基礎的費用をカバーするものとされ、1 人当月額最高額は、次のとおりである。

- ① 現金 138 ドル
- ② 定期券 (Mini Fast Pass) 11 ドル

- ③ フード・スタンプ割当 54ドル、ただし、その購入のための支払額は世帯人員、所得および所得控除額によって異なる。

(7) 就労・訓練の登録

身体的、精神的に就労可能な者は、州の雇用開発部(State Employment Development Department)に就労または訓練の登録をするとともに、就労の機会を積極的に探し、かつその申し出を受入れなければならない。

(8) 親戚の責任

両親、配偶者および成人の子は、同居している場合を除くと、扶養責任を追求されない。

(9) 他の事業の適用

一般扶助受給世帯は、通常、フード・スタンプ事業に加入し、また、州医療扶助事業の適用を受けられる。

(10) 申請資格

申請資格のある者は18歳以上の成人であるが、結婚した者は成人と看做されている。

5 補足所得給付受給者等成人向けサービス

補足所得給付 (SSI/SSP) 受給者等を対象とする成人のためのサービスに次のようなものがあり、連邦、州および郡の資金でまかなわれている。

(1) 成人保護サービス

虐待、養護忌避または搾取の恐れのある老人、盲人および障害者を保護するためのサービスである。

(2) 相談事業

病気のために生活を変える場合、金銭の管理が困難な場合、家庭にもめごとや心配ごとのある場合、地域サービスについての情報が必要な場合などに、ソーシャル・ワーカー等が必要な相談に応ずるものである。

(3) ホーム・メーカー、チャアー・サービス

家事や買物などについて他人の援助が必要な場合には、ソーシャル・ワーカーがその状況を評価し、ホーム・メーカーまたはチャアー・サービスが必要と決定されると、ワーカーは必要な手続等について援助するものである。なお、認められたサービスの支払を、社会事業部の責任として行な

うことができる。

(4) 成人または老人入所事業

社会事業部は、15人以下の成人または老人に24時間のケアを提供する施設を認可する責任があり、また、入所施設および Medi-Cal 施設への入所を実施する。

(5) 発達障害者のサービス

診断の結果自己認識 (self-referrals) が不可能とされた者には、可能な限り自分の世話ができるようにするための援助が行なわれる。

(6) 郡の緊急貸付

補足所得給付金 (SSI) を受取っていないために、緊急に経済的援助が必要な場合には、その旨を通知するとともに、200ドルまでの緊急貸付を受けることができる。

(7) 特別状況手当

次の場合には特別状況手当を受給できる。

- ① 火災、洪水、地震などの災害により、資産に損害を受けた場合

- ② 自宅の安全と衛生のための修理または改造の資金を要する場合

- ③ 立ち退き（自己都合の場合は1回のみ）または現在の住居が安全性や衛生に欠けるため、他の借家に移るか、住宅を購入する資金を要する場合

- ④ 自宅を持つが、支払が滞っているため、抵当流れを防ぐ資金を要する場合

以上のいずれの場合も、その費用にあてるために、自己の活用できる流動資産は300ドルを除いて、事前に費消しなければならない。

(8) 医療情報の提供等

社会事業部は医療給付に関する一般的情報の提供、紛失した医療券の再発行、医療受給権証明 (Proof of Eligibility) の追加発行などを行なう。

(9) 自立可能な盲人援助

16歳以上の自立可能と思われる盲人(Potentially Self-supporting Blind) または重度の視力障害と診断された低所得者が経済的に自立できるように必要な援助を行なうものである。

6 家庭および児童サービス

連邦社会保障法または州独自の規則に基づいて実施される各種の事業である。

(1) 児童保護事業

養育を忌避され、身体的に虐待され、搾取され、または残酷な取扱いを受ける児童を保護するためのサービスを提供するものであり、その費用は、連邦および州の資金によってまかなわれている。

身体的または性的な虐待については、少年裁判所、警察または保健・社会事業部に通報しなければならないとされるほか、通報者は法律により起訴免除を与えられている。

(2) インテーク・ユニット

このユニットの主要機能は、児童の特殊のニーズに即してもっとも適切な placement をすることであり、少年裁判所によって、養育忌避または虐待のため家庭から引き離され、もしくは、両親が適切な監督ができないため、その世話と監督を社会事業部に委ねられた児童を分類し、家族再統合ユニット、または placement ユニットに送る。ただし、重度の発達障害または慢性的な身体障害のある児童はこのユニットでは取扱われない。

この事業に要する費用は連邦および州の資金によってまかなわれている。

(3) 家族再統合ユニット

家族の分解がまだ起こってはいないが、児童を家庭外に委託するかどうかの問題に直面し、養子や後見人の指定などがその児童にとって最善の長期的計画としての選択でない場合に、児童とその家族との再統合をめざすものである。再統合またはそれに代わる計画がうまくいかなかった場合は、将来計画について勧告するとともに placement ユニットに移される。再統合ができた場合は3ヵ月間のスーパービジョンを続けるがその後もスーパービジョンを要する場合は、フォローアップのため一般サービスユニットに移される。なお、長期の施設保護を要する重度の発達障害児および慢性的な身体障害児はここでは取扱わない。費用は連邦、州および郡の資金でまかなわれている。

(4) placement ユニット

法的または任意に自宅外に委託された児童、そ

の両親および残された兄弟、里親および施設職員へのサービスの提供を行なう。目標は可能な限り児童を家庭にもどすことにあるが、それが不可能ならば、養子、法的後見人の指定または長期の養護などの計画が策定される。これには、地域の福祉機関、学校、医療、法律等の専門家がかかわりを持っている。費用は連邦、州および郡の資金でまかなわれている。

(5) 養子および里親の認可

自分の子を養子に出すことを要求している両親の相談とサービスの提供、養子となる前の養護ホーム (pre-adoptive foster homes) における児童のスーパービジョンとケア、養親の事前準備、養子期間中のスーパービジョンなどがあるが、年長児、少数民族および障害児の受入れ希望はとくに少い。

児童のための一時的家庭を foster home といい、認可を必要とするが、その里親は受入れを希望する子供の種類を指定することができる。費用は州の資金でまかなわれている。

(6) 一般サービス

連邦法の規定に基づき、AFDC 受給世帯における養育忌避または虐待から児童を保護し、また、家庭外委託に導くような家族の崩壊を防ぐための援助を行なうことであり、インテーク・ワーカーは、AFDC 申請時に、必要なニーズを明らかにするとともに、利用できるサービスを申請者に知らせる必要がある。なお、サービスは、児童の保護について不安のある場合を除き、要求に応じて提供される。

① サービス・インテークおよび法定サービス・ユニット：情報提供、照会等のサービスが包括的に提供される。照会があった場合には危険度の高い世帯を明らかにし、児童が受けているサービスの妥当性および家族の不適合が児童に及ぼす悪影響を評価する。緊急の危険のある児童は包括的緊急サービスに送られるが、それ以外のものは地域の機関等に送られて援助を受ける。

② 在宅援助サービス・ユニット：児童を委託することを考えた家族および他への委託から

復帰した児童の家族に継続的援助とスーパービジョンを行なう。

- ③ 予防的サービス・ユニット：養育忌避、虐待の恐れのある児童の家族等について、継続的に予防的援助を行なう。

事業に要する費用は、連邦および州の資金でまかなわれている。

(7) 児童ケア・サービス

児童ケアについての情報提供、照会およびフォローアップのほか、通所サービスを提供するホームの認可、通所施設名簿の作成などを行なう。事業に要する費用は、連邦、郡および個人の資金でまかなわれている。

7 コミュニティ・サービス

社会福祉事業について、そのサービスの種類、受給者の権利と責任、公的扶助の範囲と限界、政策や規則の改正のために必要な情報などについて地域住民に広く理解させるための活動、必要なサービスの開発や計画樹立のための援助、社会事業部と市民との関係の強化などの事業を行なっている。

そのため、2週間ごとに部の活動および社会的資源についての情報 (Bulletin) を発行し、毎年人的資源の名簿を作成している。

事業の費用は、連邦、州および郡の資金でまかなわれている。

8 ボランティア事業

ボランティア事業は、住民の孤独感の軽減や社会福祉についての理解の促進などのため次のようなサービスを行なっている。

- ① 事務ボランティア：タイプ、あて名の照合、封筒づめなどによるボランティア活動の促進
② 衣類戸棚 (clothes closet) ボランティア：生

活保護受給者などに衣類を無料で配布するため、衣類戸棚 (市に2ヵ所ある) を整理する。

- ③ 衣類の寄付の促進：衣類戸棚に集める衣類を確保するため、企業、団体、個人と接触する。

- ④ 衣類集め：個人等の提供する衣類を集めて衣類戸棚に持参する。

- ⑤ プレイルーム・ボランティア：両親がAFDC事務所でワーカーと話し合っているあいだ、児童を世話する。プレイルームには、週5日間の勤務時間中開かれている。

- ⑥ スポット・ボランティア：短期の予告に基づき、老人を診療所に付添うというような直接的ニードを充足するサービス

- ⑦ 電話安否確認：1人暮らしの者に電話により、毎日、安全確認または友愛訪問を行なう。

- ⑧ ボランティア訪問：孤立感を軽減するため、1人暮らしの者を定期的に訪問する。手紙の代筆、読書、対話等を含む。

事業の費用については、連邦および郡の資金も支出されている。

資 料

City and County of San Francisco, Department of Social Services の次の資料

Statement of Philosophy, Functions and Goals
Organization Charts

Caseloads, Expenditures and Sources of Funding
Programs' Fact Sheets;

All Programs—Brief Eligibility Information
Aid to Families with Dependent Children (AFDC)
(January 1978)

Medi-Cal (October 1978)

General Assistance (GA) (August 1978)

Adult Services (October 1978)

Community Services (October 1978)

Volunteer Services Program

Family and Children's Services (October 1978)

Food Stamps (August 1978)